

くらしネットワーク

人のうごき 昨年12月16日～1月15日に確認
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

誕生 お生まれた子 い石橋 やま山下 まの澤野	父 史也 祥吾 雄太	母 あゆみ 紗緒里 由美	町内会 第26 東町3丁目 第26
結婚 新郎 高田 洵司	新婦 恩田 美菜	町内会 第26	
おくやみ 亡き人 木下 トラ子 酒井 利幸	歳 89歳 79歳	届出人 木下 清吉 酒井 典子	町内会 東雲 新栄

人口・世帯数 昨年12月末日現在

人口	8,188人 (前月比+16人)
男	3,796人 (前月比+8人)
女	4,392人 (前月比+8人)
世帯数	3,755戸 (前月比+6戸)
出生	3人
死亡	4人
転入	34人
転出	17人

訂正
1月号おくやみに掲載した「大石恭平」さんは「大石恭介」さんの間違いでした。お詫びして訂正します。

夜間納税と相談の日
2月13日(月)
第2月曜日(祝日は翌日に振り替え)
後5時15分～後8時

無料法律相談
2月24日(金)
後1時～後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約)
予約は16日(木)まで(役場企画総務課総務室)

定住促進課から

各種届け出は住民室☎内線11

国民年金の種別変更

国民年金制度は、20歳以上60歳未満までの国内に住むすべての方が加入し、40年間(480月)保険料を納付することによって満額の老齢基礎年金を受給することができます。公的基礎年金制度です。

保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上(300月以上)あれば65歳から老齢基礎年金を受け取ることができます(合算対象期間含む)。

国の公的年金制度に加入している本人を被保険者と呼び、第1号から第3号までの3種の種別に分かれます。加入時に届け出るだけでなく、種別が変わる時には種別変更届が必要です。届け出を忘れ

ると、年金を受け取れないこともあります。年金手帳を添えて、その都度忘れずに手続きしましょう。

▼第1号被保険者

農業、林業、漁業など一次産業の方、自由業・自営業者とその被保険者に扶養されている配偶者等20歳以上の学生、の方が対象です。加入や種別変更の手続きは、市町村の国民年金担当窓口です。

▼第2号被保険者

会社など民間事業所、各種法人・団体、公共団体、共済組合等に勤務している給与所得者で厚生年金に加入している方が対象です。加入手続きは会社や各事業所で行います。

▼第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者(専業主婦など)が対象です。届け出は配偶者の勤務先を通じて行います。

「種別変更のケース」

▼第1号被保険者になる場合

事業所に勤めている第2号被保険者が退職する場合、本人は第1号被保険者に種別変更になります(婚姻によって第3号被保険者になる場合を除く)。第2号被保険者に扶養されていた第3号被保険者に第1号被保険者になります。

▼第2号被保険者になる場合

第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金保険に加入する場合、第2号被保険者になります。

▼第3号被保険者になる場合

勤務している事業所を退職して結婚し、厚生年金等に加入している夫(または妻)の被扶養配偶者になる方。

詳しくは旭川年金事務所☎72-5004

まきストーブ・ペレットストーブの使い方

冬期間まきストーブ、ペレットストーブを使う方が増えていきます。不完全燃焼によって煙突から発生する煙にご注意ください。

まきストーブは、不適切な使用方法によって煙突から黒煙が発生し、大気汚染や健康被害の原因になります。燃料として使用するまきは、接着材や合成塗料、農薬などが付着していない自然のまきをご使用ください。

使用するまきは十分に乾燥しているものを使用し、炉内、煙突の定期清掃、点検を行ってください。不完全燃焼によるばい煙を発生させないようにしてください。

飼犬は畜犬登録が必要です

愛犬の畜犬登録はお済みですか？ 生後91日以上の犬の飼い主

の方は、役場で登録手続きをする必要があります。

登録は1頭につき生涯1回です。ただし引越などでも他市町村に移動する場合は、移転先に届け出る必要があります。

飼い主を明確にすることで狂犬病の発生など何らかのアクシデントに備え、迅速に対応するために必要なものです。

生涯学習課から

お問い合わせはB&G海洋センター☎82-4600

B&G海洋センター施設利用説明会

29年度上半期(4-9月)の利用者説明会を開きます。施設利用を計画している方、団体関係者にご出席ください。利用計画書の提出締め切りは2月15日(水)です。

日時 2月23日(木)午後6時から

場所 海洋センターミーティングルーム

保健福祉課から

福祉のことと申請のお問い合わせは社会福祉室☎(内線502、503)、健康と食のことは保健指導室☎(内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター☎(内線508、509)

食事から健康、栄養教室

食事の不適切な摂取、運動不足から起る生活習慣病が増えています。自分の健康は自分で守るため健康の大切さを考えましょう。身近な食材で調理実習をします。バランス、味付けを確認して食生活を見直し、健康を考える機会にしましょう(希望する方は食生活改善推進員となる単位を取得可、男性歓迎)

日時 2月16日(木)午前10時から午後1時ごろ

場所 保健福祉センター

対象 町民どなたでも

内容 「食べて防ごう生活習慣病」、CKD(慢性腎臓病)の講話、調理実習、試食(希望者は体脂肪測定可)

持ち物 筆記具、エプロン、三角きん(食材費の一部100円を

自己負担)

女性に対する暴力相談窓口

女性の約10人に1人が配偶者からの暴力に悩み、苦しんでいます。女性に対する暴力に関する相談をお気軽にご利用ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者の暴力(言葉の暴力も含む)、職場のセクシャルハラスメント、ストーカー被害など、内容によって各種相談窓口があります。相談ナビダイヤル(相談窓口の案内)は☎0570-0155210、役場保健指導室

幼児センターから

申し込み・お問い合わせは地域子育て支援センター☎82-5110

よちよち教室

乳児のお子さんが安心して遊べる場所です。親子で楽しく遊んでお友だちを作りましょう。

0歳児対象の親子遊びの教室です。お兄ちゃんやお姉ちゃんも一緒にどうぞ。

日時 2月9日(木)午前10時から正午

場所 子育て支援センタープレイルーム

対象 0歳児のお子さんと保護者
定員 15組程度(要予約)

確定申告、納税は3月15日まで

旭川東税務署、役場税務課

★平成28年分の申告から「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

特設会場	■役場会場 役場1階第1小会議室 (正面玄関すぐ左) ▶2月1日(水)～3月15日(水)まで午前8時45分～午後5時(土、日、祝日を除く) ▶役場税務課☎内線123、124	■税務署対応会場 旭川北洋ビル9階 (旭川市4条通9丁目) ※会場は税務署内ではありません ▶2月16日(木)～3月15日(水)まで午前9時～午後4時(土、日、祝日を除く) ▶旭川東税務署☎23-6291 (自動音声案内)
------	---	---

▶マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方…マイナンバーカードだけで本人確認が可能
▶マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類	+	身元確認書類
・通知カード ・住民票または住民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されているもの)などのうちいずれか1つ		・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・年金手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ

●国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、自宅で簡単に申告書を作成できます。詳しくは国税庁ホームページをご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/>)

●確定申告書は郵送でも提出できます。申告書の控えが必要な方は返信用封筒を同封してください。旭川東税務署(〒070-0026、旭川市東6条1丁目2番15号)

内容 赤ちゃん体操、親子遊び、離乳食についてお話(保健福祉課栄養士、中村弘美さん)

日時 2月18日(土)午前9時から

場所 子育て支援センタープレイルーム

対象 乳幼児子育て中の方どなた

定員 15組程度(要予約)

内容 雪遊び、運動遊び、交流会の講師は旭川市手をつなぐ育成会相談員の守屋陽子さん